



2024年9月13日

各位

会社名 株式会社 イメージワン
代表者名 代表取締役社長 川倉 歩
(コード番号 2667 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 武井 保人
(TEL 03 - 5719 - 2180)

第11回新株予約権及び第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使期間満了に関するお知らせ

当社が2022年9月12日に割当を行いました、第11回新株予約権及び第12回新株予約権（行使価額修正条項付）につきまして、2024年9月12日をもって行使期間が満了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の概要

(1) 名称	株式会社イメージワン第11回新株予約権 株式会社イメージワン第12回新株予約権
(2) 割当日	2022年9月12日
(3) 発行新株予約権数	合計 30,000個 第11回新株予約権：15,000個 第12回新株予約権：15,000個
(4) 発行価額	総額 23,775,000円 第11回新株予約権：11,475,000円 (第11回新株予約権1個当たり765円) 第12回新株予約権：12,300,000円 (第12回新株予約権1個当たり820円)
(5) 当該発行による潜在株式数	合計 3,000,000株（本新株予約権1個につき100株） 第11回新株予約権：1,500,000株 第12回新株予約権：1,500,000株
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第11回新株予約権：764.5円 第12回新株予約権：1,112円 第11回新株予約権については、行使価額の修正は行われません。 第12回新株予約権については、以下の内容の行使価額の修正が行われます。 資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後第12回新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）において行使価額の修正が生じることがあります。行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を第12回新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の5取引日目以降（なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）第12回新株予約権の行使期間の満了日までの間に行

	<p>われる第12回新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の直前の金曜日（以下「算定基準日」といいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第12回新株予約権の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとします。但し、修正後行使価額が下限行使価額（以下に定義します。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。下限行使価額は、556円とします。</p>
(7) 権利行使期間	2022年9月13日から2024年9月12日
(8) 割当先	<p>Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 24,000個 第11回新株予約権：12,000個 第12回新株予約権：12,000個</p> <p>MAP246 Segregated Portfolio 6,000個 第11回新株予約権：3,000個 第12回新株予約権：3,000個</p>

2. 本新株予約権の行使結果について

行使された新株予約権の数	<p>合計一個 第11回新株予約権：一個 第12回新株予約権：一個</p>
未行使の新株予約権の数	<p>合計30,000個 第11回新株予約権：15,000個 第12回新株予約権：15,000個</p>

3. 未行使の本新株予約権について

未行使の本新株予約権合計30,000個につきましては、2024年9月12日をもって行使期間が満了いたしましたので会社法第287条の規定により消滅いたしました。

4. 業績に与える影響

本件による当社業績への影響はございません。

以上